

**芦屋町観光公園条例施行規則 (平成22年3月26日規則第5号)**

最終改正:平成24年3月27日規則第9号

改正内容:平成24年3月27日規則第9号 [平成24年4月15日]

○芦屋町観光公園条例施行規則

平成22年3月26日規則第5号

**改正**

平成24年3月27日規則第9号

芦屋町観光公園条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、芦屋町観光公園条例（平成22年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

**第2条** 条例第3条の規定により芦屋町観光公園（以下「観光公園」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観光公園利用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(利用許可書の交付)

**第3条** 町長は、前条の申請について適当と認めるときは、利用を決定し、観光公園利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(利用の中止手続)

**第4条** 前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、観光公園の利用を中止しようとするときは、利用の前日までに、町長に書面又は口頭により届け出なければならない。

(利用許可の取消し等)

**第5条** 町長は、条例第5条の規定により利用許可の取消し等を行うときは、観光公園利用許可取消通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。ただし、その利用を停止しようとするときは、口頭により通知することができる。

(補則)

**第6条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月27日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、芦屋町観光公園条例施行規則（平成24年4月15日施行）の規定によりなされた手続その他の行為については、なお従前の例による。